

峡北地区最終処分場整備検討委員会議事録

日 時：平成16年10月28日（木） 午後4時30分～5時40分

場 所：北巨摩合同庁舎 1階 101会議室

出席者：○委員

韮崎市長	小野修一（会長・議長）
明野村長	篠原眞清（副会長）
須玉町長	中田欽哉
高根町長	白倉政司
長坂町長	小沢澄夫
大泉村長	小宮山光彦
小淵沢町長	鈴木隆一
白州町長	伊藤好彦
武川村収入役（代理）	柏木繁
峡北地域振興局企画振興部長	石川泰平
峡北地域振興局林務環境部長	石原洋
森林環境部環境整備課課長	小川昭二
山梨県環境整備事業団事務局長	石山利男

○県

森林環境部長	堀内順一
森林環境部次長	望月健二
峡北地域振興局長	新藤満
峡北地域振興局林務環境部次長	内田公人（司会）

○環境整備事業団

副理事長	大野仁
専務理事	小林一敏

配布資料：①峡北地区最終処分場整備検討委員会次第

②峡北地区最終処分場整備検討委員会設置要綱新旧対照表

③生活環境の保全に関する条例（廃棄物に係る事項）について

<司会>

本日は公務ご多忙の中、委員の皆様にはお集まりをいただきましてありがとうございます。私は、本日の進行役を担当します事務局の峡北林務環境部の内田です。よろしくお願ひ致します。それでは定刻となりましたので、只今から、峡北地区の最終処分場整備検討委員会を開会致します。

なお、出席者についてでございますが、市町村長のうち武川村の小澤村長さんには所用がございまして、柏木収入役さんに代理出席をいただいております。

予め、ご了解をお願いいたします。

それでは次第に従いまして会議を進めさせていただきます。まず、当委員会の会長であります韮崎市の小野市長さんにあいさつをお願い致します。

<小野会長>

それでは、一言御挨拶申し上げます。本日は、委員の皆様方におかれましては、来週の北杜市発足を控え御多忙のところを、当委員会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。

当委員会も、先月14日、武川村での会議に引き続いての開催となりますが、前回は、循環型社会の形成に向けての県の取組みの説明、あるいはこの説明を受けての明野村長さんの考え方などをお聞きしたところであります。

さて、先日、新聞でも報道されましたけれども、一般廃棄物の最終処分の他県依存率につきましては、山梨県が全国で第1位で、その84%を県外に依存をしており、第2である奈良県、これにつきましては53%でありますので、山梨県の他県依存が大きい状況にあることを示しておるわけであります。

また、全国的にも廃棄物の処分に関する問題が数多く見られることから、今後ますます流入抑制などの動きが強まることがあるというふうに予想されるところでありますので、そういう中で早期の処分場の確保が求められておるところであります。

こうした中、明野村処分場につきましては、明野村からの提言、また県の循環型社会の形成に向けての条例の検討など問題解決に向けて積極的に取り組みが進められておるところであります。

本日は、当委員会の設置要綱の改正と生活環境の保全に関する条例につきましてご説明をいただくとともに、委員の皆様方におかれましては貴重なご意見を伺う中で、明野処分場の問題解決の方向性を見出すことができればと考えておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げまして一言ご挨拶とさせていただきます。

大変ご苦労様でございます。

<司会>

ありがとうございました。

次に、堀内山梨県森林環境部長より、あいさつを申し上げます。

<堀内森林環境部長>

県の森林環境部の堀内でございます。

峡北地区最終処分場整備検討委員会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申しあげます。

市町村長の皆様方には、先程、市長さんからお話をあったわけでありますかが先月の14日に武川村で検討委員会を開催させていただきまして引き続いての開催ということでございます。あと僅かの中で急遽慌ただしい中でのご参加ということでご出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回の検討委員会の中では、循環型社会の形成に向けた県の取り組みにつきましてご説明させていただきましたが、委員の皆様方にはこうした取り組みにつきましてご理解をいただき、また、明野処分場の解決に向けて貴重なご意見をいただいたところでございます。

廃棄物に係ります課題といたしましては、これまでの大量生産、大量消費、また大量廃棄型の経済社会活動様式は、廃棄物の発生量の高水準

での推移、また、最終処分場の残余容量のひっ迫など、また更には不法投棄などという様々な深刻な社会問題となっておりまして、まさに廃棄物による環境への負荷が増大しているところでございます。

こうしたことから、県におきましても循環型社会の形成に向けた廃棄物の発生抑制等を図っていくための生活環境の保全に関する条例につきまして、現在あります公害防止条例を見直す中で、現在、検討しているところでございます。

これまで委員の皆様方には、明野処分場の問題の解決に向けまして、ご理解、ご協力をいただいて参りました。私どもと致しましては、北杜市発足前に何らかの方向性を見出すことができればと考えて、取り組んでいるところでございます。

本日は、当委員会の設置要綱の改正と策定予定の生活環境の保全に関する条例につきまして、説明をさせていただくとともに、明野処分場問題の解決に向けまして、委員の皆様方から、更なるご意見をいただければと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。本日はご苦労様でございます。

<司会>

ありがとうございました。それでは、これより議事に入らさせていただきます。なお、議長は設置要綱に基づきまして、会長である小野圭崎市長さんにお願いをします。それでは、小野会長さん議事の進行をよろしくお願いを致します。

<議長>

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。円滑に議事が進められますように、委員の皆様方にはよろしくご協力のほどをお願いを申し上げます。

それでは、議題の（1）でございますけども「峡北地区最終処分場整備検討委員会設置要綱の改正について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

<石原林務環境部長>

峡北林務環境部の石原でございます。

それでは、事務局からご説明申し上げます。本委員会の設置要綱の改正でございますが、お手元にご配布しております、資料1によりご説明いたします。

設置要綱第3では、委員会は別表1に掲げる者をもって構成することとなっており、また、要綱第6では、幹事会は別表2に掲げる者をもって構成することとなっております。

11月1日に明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村の7町村が合併し、北杜市が発足いたしますが、構成員の数も大幅に減ることとなるので、当面、別表1及び別表2につきまして所要の改正を行いますが、新たな構成につきましては、今後、委員の皆様と相談していきたいと思います。

なお、北杜市につきましては、新市発足から50日以内に選挙を実施し、この間は北杜市職務執行者がその職務を行うこととなっておりますので、所要の経過措置を設けることとしたところでございます。

説明は以上でございます。

<議長>

ありがとうございました
ただいま事務局から改正についての説明がございましたけれども皆様方からご意見があればご発言をいただきたいと思います。
よろしうございますでしょうか
<意義なし>

<議長>

ご異議もないようでございますので、ただいま事務局から説明したとおり設置要綱の改正については原案のとおり決定を致します。

次に、議題の（2）であります「生活環境の保全に関する条例について」についてでございますが、望月森林環境部次長に説明を求めます。

<望月森林環境部次長>

森林環境部の望月でございます。よろしくお願ひ致します。
それでは、お手元の資料2をご覧いただきたいと思いますが、生活環境の保全に関する条例、そのうちの廃棄物に係る事項についてのご説明でございます。

現在、県におきましては、循環型社会の形成を目指しまして、公害防止条例を見直し、廃棄物の発生抑制、循環的利用などを含めた生活環境の保全に関する条例の検討を進めております。この公害防止条例は、昭和45年に制定されました産業型のものでございますが、産業型の公害の防止に一定の成果を挙げてきたところであります。

近年、産業型公害から都市型あるいは生活型の公害、また廃棄物の増大などによりまして新たな環境問題が生じていることから、こういった問題に対応するために、従来の産業型公害の規制に加えまして、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の低減といったような生活環境の保全をも考慮した条例となるよう改正を進めているところでございます。

このうちの、廃棄物に係る事項についてであります、

先ず、「1 現状と課題」でございます。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会活動様式は、廃棄物の発生量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫と設置を巡る紛争、不法投棄の増大など深刻な社会問題を引き起こすとともに、廃棄物による環境への負荷を増大している。

本県におきましては、一般廃棄物の排出量は平成7年度から増加傾向にあります。また、産業廃棄物についてはやや減少傾向にあるものの、高水準で推移しております。

不法投棄につきましては、防止対策あるいは撤去活動を行っているわけでございますが、近年、増加傾向にありまして、広域化、悪質化が進んでおります。

特に、廃棄物の最終処分につきましては、会長さんのお話しにもありました、その大部分を県外に依存しているといった状況にあります。

そういうことから「2 条例化の必要性」につきましては、

廃棄物の発生抑制等について、県、事業者、県民がそれぞれの役割を踏まえ、連携して環境への負荷の低減のために取り組む必要がある。また、産業廃棄物の発生抑制等を推進するためには、排出事業者が主体的に廃棄物の発生抑制等に取り組む必要がある。といったようなことが挙げられております。

次に、「3改正の内容」でございますが、
先ず、(1)でございます。

廃棄物の発生抑制等を図るため県、事業者、県民の取り組むべき事項についての規定といたしまして、先ず、県は、廃棄物の発生抑制等を総合的かつ計画的に推進するため、廃棄物の発生抑制等に関しまして、基本方針や目標、あるいは施策の推進などを内容とする総合的な計画を策定しその推進を図ること。事業者は、その事業活動を行うに当たっては県が定める計画に基づき廃棄物の発生抑制に努めること。県民は、日常生活において県が定める計画に基づき廃棄物の発生抑制等に努めること。を定めることを検討しております。

次に、(2)でございますが、産業廃棄物に関しまして一定規模以上の多量排出事業者による「産業廃棄物処理計画の作成及び実施状況の報告並びにこれらの公表」について規定いたします。廃棄物処理法におきましては、産業廃棄物の年間発生量が1,000トン以上の事業者を多量排出事業者と位置付けまして届出義務を課しておりますが、本県、大規模な企業が少ないという状況の中でこれに加えまして、一定以上の廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の処理にかかる管理体制、発生抑制、分別・再生・処理などに関する事項を内容とします産業廃棄物処理計画を作成し知事に報告すること。また、その実施状況について知事に報告すること。これを義務付けます。また、知事は、事業者から提出された産業廃棄物処理計画及びその実施状況を公表すること。等について定めることを検討しております。

「4改正のスケジュール」でございます
山梨県環境保全審議会のご意見をお伺いする中で、平成17年2月議会への上程を検討しています。この条例の実効性を確保するためには、県民、事業者のご理解とご協力が不可欠でありますので、いろんな機会を利用いたしまして周知に努めたいというふに考えております。

以上で説明を終わらさせていただきます。

<議長>

説明が終わりました。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いをしたいと思います。

<委員>

2点質問するが、2月で条例を2月議会に上程とのことだが間に合うのか。明野とはすりあわせはすんでいるのか。

<森林環境部長>

2月の議会に上程でございますが、この廃棄物に係る事項以外にも、

もともと県には大気水質保全課、それから循環型社会の関係の形の中で担当している部分もありますので、併せまして今取り組んでいますので年内には環境審議会等を開きまして2月に間に合わせるようにしたいというふうに思っております。

それから明野村との関わりでございますが、ここではこういった生活環境の保全に関する条例ということで廃棄物については特化してございますが、ご案内のとおりもともと今年の4月から環境基本条例を先ず作りまして、それから環境基本計画、更にも廃棄物の処理計画があるわけですけれども、それにつきましても先程、次長の話がありました処理ということではなく発生の部分についても抑制を重ねていくということで総合計画という形の中で見直しを進めていきたいと思っておりますので、今までその廃棄物の処理計画という国の廃掃法に基づくその計画の中で行ってきたものを加えて県の条例の中でもいくつか加えるという形の中で、廃棄物の問題につきまして対応していきたと考えておりますが、基本的には明野の村長さんとも細かなところはともかくといったしましても方向につきましてはご理解をいただいているというふうに考えております。

<議長>

よろしうござりますか

<委員>

はい

<委員>

今、委員さんからのご質問で明野村とのすりあわせというふうなお話があつたわけですが、今、こうやってですね、私改正の内容をこういう文面で見させていただく中で、2点ほど確認をさせていただきたい。

細かい部分のすりあわせは別というふうな今部長さんのお話がありました。その部分に関わることかもしれません、この改正の条例の

(1) 県、事業者、県民の取り組むべき事項の中で発生抑制に関する総合的な計画を策定し、その推進を図ることであります、私どもの話し合いの中では私の認識とすれば更にその計画の進捗状況をチェックすることをですね含めてこの条例の中で検討をお願いしたいというふうなお話をさせていただいた部分があるかと思いますが、それらがどのようにここへ反映されるのかというところを先ず第1点ですね、それから2点目ですが、多量排出事業者、これは廃掃法で定められている事業者としてですねその対象としては年間1,000トン以上のごみを排出する業者ということになっておりますが、事務レベルでのすりあわせの中ではそこを県として一步踏み込むというふうなお話をいただいたように私は記憶しております。

廃棄物の一定以上の排出をする事業者を加えてという表現の中でそのことが前向きにとらえられるということであれば結構ですが私の認識では、国は1,000トンを超えた事業者に対してですね、ようするにそれより少ない排出事業者も対象としていくというふうに理解しているんですが、そのへんを含めて2点、ご回答をいただきたいと思います。

<議長>

ただいまの質問に対して県当局の説明を求めます。

<森林環境部長>

最初のほうでございますが、前にお話をさせて貰った経緯もあるろうかと思いますけど、環境保全審議会の中に廃棄物部会を策定致しまして、策定したいというふうに思っているわけです。その中で、今、村長さんの言われたものにつきましてはやっていきたいとこんなふうに思っています。

それから2つ目の1,000トン以上のものについては国の法律の中で決められていますけれども、それ以下のものでございますが、私ども当然それ以下のものにつきまして加えるということでございますが、例えば900トン以上がいいのか、800トン以上でもいいのか、そのところについて今検討しているところでございます。

<議長>

只今の説明でよろしゅうございますか。他に委員さん方でご質問ございましたらお願ひをしたいと思います。よろしゅうございますか。

<委員>

基本的にその条例を作ることによって、その抑制をされる効果といいますかどのへんを目標にしているのかよく分りませんが1,000トン以上の業者というのは国で決められている規模ということになるのかもしれません。それ以下に踏み込んでね、この条例を作ることによってってどのくらいの量が減ってどれくらい効果があるのかという、そんなことが単純なことでありますけれどもお聽かせいただければなど。

<議長>

只今のご質問でありますが、これに対して県の答弁をお願いします。

<森林環境部次長>

多量排出事業者1,000トン以上でどの程度ということでございますが、全国的にみると1,000トン以上の多量排出事業者で概ね70パーセント程度のウエイトを占めると、そこらへんで考えますと本県のほうは大規模な事業者が少ないということで、平成10年のちょっと古い資料でございますが約53パーセント、それを今、部長申しましたように900トンにするのか800トンにするのか、また事業者等のご意見等を伺いながらやっていくわけでございますが、全国平均にできるだけ近づけたいというふうに考えております。

<議長>

よろしゅうございますか。

<委員>

はい

<議長>

ありがとうございました。

それではですね、議題の2につきましては只今ご説明がなされましたけれども以上で集結をさせていただきます。

議題（3）でございますが、只今県の事務局から説明を踏まえまして意見交換をいただきたいと思うわけであります、いよいよ北杜市も来週には新市政がスタートをするわけであります。そのことを踏まえまして、今後の明野処分場の取り組み等につきましても皆様方から忌憚のないご意見を頂戴していと思います。

<委員>

2番目での結論がそれでいいじゃないかということになったわけですけれども、明野の村長さんが言った進捗状況のチェックをそれは僕は県のほうでも審議会等もあると思うけれどもそこで明野さんの提言だから最大限いれてね、やって貰うということが必要じゃないかと思うですけど。

それから、そういう中で、僕の多少の勘違いはあるかもしれません、明野村長さんにお尋ねしたいですが、新聞等で見ているとですね、ちょっと勘違いがあるかもしれないけれど明野の村長さんとしては浅尾はご勘弁だけれども、その他にも適地があれば村内で協力するにやぶさかでないというふうに報道を見ると理解できるわけですがそういうことでいいですか。

<委員>

お答えをさせていただきます。私、前々からお話ししていますように3月に提言させていただきまして、その中で私どもの提言を受け入れる方向が出てくれれば、いただける方向が出てくれば廃棄物の処理施設の受け入れを地元の理解を求めて進めていきますという提言を出さしていただいております。それに基づいて、協議を進めてきたところであります。

これはあくまでもその受入ということは、候補地、これからあがってくる可能性のある候補地の調査の受入ということが前提でありますし、それからその受け入れについて場所の安全性、それから施設の安全性、将来にわたってその地域の安全性がしっかりと確保できる状況であり、かつ、その候補地が予定地に決定していく経過ですね、その経過をしっかりと情報公開がされて、透明性を持った中で候補地選定が行われていく、これは申し上げるまでもないことですから、その大前提がしっかりとクリアされた中で明野村の適地を探す候補地をというお話をあったとすれば、その調査に関しては私は受け入れをさせていただきますということでの意味合いでございますので、是非ひとつそんなご理解をいただきたいと思います。

<委員>

そうするとですね一つは前提が大事ですがね、それは当然でありますなれば解けない方程式をなんぼでもからかってもそれはそれで勿論重みがあるわけですけれど、解けない方程式では埒があかない。

一定の前提、いろんな条件、説明責任それらのものをクリアできれば村内でもやぶさかでないということを明野の村長さんも言われている。

そうであれば果たしてそれが有るか無いか調査に踏み出すということも必要だという感じが私はします。

その場合に結局、事業団というところもあるですから、そういったところへ依頼するか、どういう形で本来、今日、今すぐに返事をしてもらわなくてもいい。何らかの車を転ばすことも考えないとですねもう明日、明日合併をする。今度は垂崎市と北杜市と小淵沢町でやるということになる。そういう中で糸口をみつける、ひところばしする。そこでなんでもやるということであればですね、考え方としては私としてはそこが動かせないと、それはこちらではどうにもならんから、部長さんに、私は今ここで部長さん、するとかしんとか言えないかもしないが、膠着状態を半歩でも前進させるには、明野の村長さんからも、いろいろ前提を聴いたけれども、それをクリアーしていかなければ進まない。進める気があるのかないのか、そういう場所があるのかどうか、クリアーできるのか、そこへ踏み込まなきゃいかんじゃないですか。勿論踏み込むにはね、今までの候補地についての問題だとか、考え方もあるし、あるいはどっちみち水は下に流れるわけだから、いずれ下流域の問題もあるし、でもですね、難しくとも一步踏み込まないと埒があかないと思うです。

<議長>

ありがとうございます。他にご意見がございますでしょうか。よろしくございますか。

<委員>

あまり昔のことばかり言っててもいかん。埒はあかない。

少なくとも明野の村長さんが言われていることは相当ですね重い発言をされている。これに答えるように県のほうでも条例をこれだけやっている。条例はね、今2点のことは、2月でやるということはなかなか難しいと思う。それをやろうというにはやっぱりお互いにとても難しくても、何でも一步踏み込んでみたら転ばしてみたらということがなきゃ埒はあかないという感じがします。

<議長>

今、委員さんからですね、一步踏み込んでこれを更に押し進めていかなければいつになってもこの問題は解決ができないとこういうご指摘でございます。従いまして、これを新たな、また町村ということになりますとまた元の黙阿弥とこういうことにあいなるわけでございますので、引き続いてこの委員会としては大変なことかも知りませんけど、大変なことであります引続き明野村にご厄介になるということ以外にないと思うんですがいかがでございますか。

それとですねもう一つは先程も委員さんからもご指摘のございましたように、もう明日、明日、北杜市ということで新たな自治体が生まれるわけでありますし、今までのようく村長さんがお出でになってですねいろんなことを調整をしていただければまだいいんでございますけど、これまたこちらのほうもまた最初からやりなおさなければならないというこういう状況にあいなるわけでございます。ですから基本とすれば引き続き明野村内ということでお願いをしていきたいというふうに私も思います。

それからもう一つ私は座長という席で申し上げちゃ誠に申し訳ないかもしれませんけれども、先程、委員さんご指摘いただいたように私ども

今度は北杜市になれば隣接自治体とすれば我が市ということになりますですね、いろいろの経過を踏まえる中では大変に私ども苦慮しなければならないこういう状況にもなるわけあります。

しかしながらこれにつきましては私は過日、お二方の県の事業でございますので県会議員の方々にお出でいただきてこれらのご意見もうけ賜わっております。そんなことでありますから、私どもが、もし仮に反対してもですねこれまたいけませんので私どもご協力はする中で、しかし、場所については従前どおりに明野村にお願いするという以外ないわけでありますので、そんなことで皆さんよろしくございますでしょうか。

<委員>

非常に方向的なところの話になっておりますので、私、先般の9月の議会ですねこの問題を解決することを私自身が担っていると、だからどうしても道筋をつけたいとのことの中で議会で行政報告をしていきます。

その中身についてだけ参考にお話をさせていただきたいと思いますが、私は従前から申し上げていますとおり今の明野村の建設予定地についてはいろいろ問題があるということの中で予定地を離れて、浅尾以外の明野村の中の適地で問題解決にあたりたいという発言を行政報告の中でいたしました。

しかし、今、会長さんがおっしゃっておられますように、いろいろ難しい問題もあることも承知をしながらですが、そういうふうな表明もした中で今日の委員会に臨んでおりますこともご理解を賜りたいと思います。以上です。

<議長>

ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか

<委員>

明野の村長さん本当にご苦労いただくが、前提はたくさんある。明野村だけでなく皆でやらないといかんと思うですよ。そういう中で進め方で1つ、僕はずっと思っているんですけど、今、北巨摩でこの処分場の検討委員会で一定の方向を出すと言うことでやっている、それから県もご苦労をされている。もう少しね、演対協みたいなね第3者機関みたいなものが必ずしもいいのかどうかということは、これはですねいろいろ複雑な問題がありますからね、北巨摩だけでやるのがいいやるというのはおのずから限界があると思うですよ。それから県だ、県だというのもこれもですね、解決に向けては議会の数と同じね演対協みたいな第3者機関を考えるのもどうか、どういう役割を担うためになるか、そういうふうな皆で知恵を出し合って総力を挙げて、これから解決に取り組まなくてはと思っています。

これは事務局の答えはいらない。

<議長>

ありがとうございます。それではですねご発言もないようでございますので皆様方におはかりをいたすわけですが、只今、委員さんからご発言がございましたように、皆でこれ知恵を出してですね、皆で汗を流して皆で我慢をしてということをしながら、明野には大変なこれ事業でありますのでお願いをしていくことだろうと思います。

そんなことで皆様におはかりをするわけでありますが、この処分場の候補地につきまして、私なりに今、お話をございましたことを要約いたしますものをちょっと朗読させて頂きますのでご検討をいただきたいと思います。

峡北地区最終処分場整備検討委員会の決定事項ということでいかがでありますでしょうかということです。

峡北地区における公共関与の最終処分場の建設候補地については、平成6年9月にこの検討委員会で明野村浅尾地区に決定したところであるが、以来、今日まで建設に至っていない。

私ども、明野村浅尾地区を選定した「峡北地区最終処分場整備検討委員会」としては、さらに同地域の理解を得て早期に処分場の設置を切望するものである。なお、浅尾地区以外の同村内の地区を新たな建設候補地とする場合、県は隣接する垂崎市と事前協議を行うものとする。

以上のこととを決定する。ということで本日の日付でよろしくございますでしょうか

<議長>

これはですね.....

<委員>

私は先程も申し上げました村で公式に議会の中で表明している部分これらを加味して頂いてですね非常に表現は難しいとは思うんですけど、やっていただくことが今お話のように明野村で解決するということのなかからすれば明野にとってはその部分が必要かなというふうに思います。

いろいろ表現的には非常に難しくなるかもしれません、私はできうれば私自身が申し上げているようにですね、明野の中で新たな適地を探すというふうな表現をなんとか何とかの形で入れていただくことができたら幸いです。

<議長>

ご指摘のとおりだと思います。従いまして私は但し書きの中で浅尾地区以外の同村地区を新たな建設の候補地とする場合においてはというこういうくだりで、ここらへんは配慮をしたつもりでありますのでご理解を頂きたいと思います。

と申しますのはその部分を取り除くということに上段を取り除くということになりますとですね、また範囲が非常にせばまるというかたも、対策委員会としての処理というものがせざるをえないということになりますので、ここらへんは明野の村民の方々のご意見を最大限尊重をして、今後取り組んでいくということを皆さんで確認をして頂きたいこのように思うわけであります。

よろしくございますか

<議長>

文面といいますか個々についてですねあげるわけも、ここでたたいてもできませんけれども、いずれとしても最終的には明野の方々のご理解を頂かなければこれできないことですから、これ前提条件で理解をしていただくうえで進めていくというのが基本だと思いますので、あえてこ

ういうものを抽象的といいますか大雑把な表現の仕方ということにありますのでご理解をいただきたいと。

<委員>

明野村の意向を尊重しながらといれたらたらどうか。

<議長>

そうですね、当然だからね地域の方々のご意見とかねそういうことを得ていかなきゃこりゃ出来ないことですから、ここで決めたから

<委員>

例えば村長さん一番ご苦労をかける明野村の村長さんが言っているいじょうですね、当然のことですから明野村の意向を踏まえて、尊重しながらとか最大限尊重するという形でちょっとそこへを入れて貰えればどこでもいいですから

<議長>

それはそれで当たり前のことですからどこへ入れてもね

<委員>

主旨が根底からひっくり返るもんではありませんからどこかへですね入れて貰うのが穩当かなと、明野村の意向、明野の村長さんにすれば明野の意向を尊重しとか、それを入れてもですね僕は大筋は変わらないと思う。

<議長>

この文面の中にはですね同地域の理解を得てというふうな表現も加えてあるということは総体的にですね理解をしていただかなければこれはできないとこういうことでございますので。

<委員>

明野村、明野村じゃうまくないですか。

<議長>

いや、そんなことはないですよ。

<委員>

会長さんと明野で相談して貰って。

<議長>

じゃよろしいですか。

<委員>

いいじゃないですか。

<議長>

具体的に、ものを入れるということですけれども。

<委員>

お二人で相談して貰って、どうでもここで一字一句皆で相談しなきゃ進まんちゅうもんでもないような気がするが、どうですか。

<議長>

そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

<委員>

ここで時間をいただいて。

<議長>

それでは暫時、休憩をいたします。再開は5時40分といたします。

*別室にて協議

<議長>

全員が揃いましたものですから時間は40分ということでございましたが繰り上げて会議を再開を致します。

只今、休憩中に明野の篠原村長さんと内容の検討を致しました。その結果をご報告を申し上げます。

峡北地区最終処分場整備検討委員会決定事項ということで、峡北地区における公共関与の最終処分場の建設候補地については、平成6年9月にこの検討委員会で明野村浅尾地区に決定したところであるが、以来、今日にいたるまで、建設に至っていない。

私ども明野村浅尾地区を選定した峡北地区最終処分場整備委員会としては、更に同地域の理解を得て早期に処分場の設置を切望するものである。

なお、明野村の意向を尊重し、浅尾地区以外の同村内の地区を新たな建設候補地とする場合、県は隣接する韮崎市と事前協議を行うものとする。

以上のこととを決定する。

平成16年10月28日 島北地区最終処分場整備検討委員会ということで皆様方によろしいかどうかおはかりをいたします。

<委員>

県ということだがそれでいいのか。

<森林環境部長>

私ども検討委員会とですねご相談をさせて貰いながらということでございますので、いろいろ先程、委員さんから、じゃ具体的な手法とすれば事業団とかそんなふうなお話もたたいてもらいましたので検討する中で決めていくための一つの手法としてですね、事業団で今日見えているわけですけれども、そういうことで調査ということであればそういう依頼を受けてやっていただけるであれば、そういうことの中ででてきたものについて検討委員会の中でご相談させて頂くというような意味で、資料の提示というそういう形の中で当然そういう話が出てくれば検討委員会を踏まえて韮崎のほうへ相談していくとそんなふうに私どもは理解をしています。

<議長>

よろしゅうございますでしょうか

<委員>

平成6年から、これは10年かかってもできなかった。今日、こういうふうな決定がされたわけですから、本当に真剣に取り組んで行かないとねまた黙阿弥じゃないことにならないように明野村にしても県にしても韮崎市も同じだと思います。近いということですからね、そういうことで十分その対策委員会の活動と地域住民、先程いいましたまた新しく設置するならば組織をしっかり使って出来るようにひとつ是非お願いをしたいと思います。私たちはもう辞めてしまうから本当に早く。

<議長>

ありがとうございます。それでは再度おはかりをいたします。只今、申し上げた内容で明野村に更なるお願ひをしてまいりたいことによろしゅうございますか。

<はい>

全員のご了解をいただきましたので、さよう決定をさせて頂きます。

続きまして議題の（4）でございますけれども、その他で事務局から何かございましたらお願ひをしたいと思います。

ございませんでしょうか。皆様方の中からその他でございましたらご発言をお願いしたいと思います。

<ありません>

よろしゅうございますか。ありがとうございました。ないようでございますので本日の議事を全て終了させていただきます。

議長として一言申し上げます。当委員会では今日まで明野処分場問題の解決に向けて皆様方から貴重なご意見を頂きながら努力をしてまいりましたところであります。来週には北杜市誕生となりまして本日の委員の皆様で委員会も最後の委員会ということになるわけであります。

今まで皆様方の温かいご支援、ご協力に心から感謝を申し上げ、そしてまた新しくスタートいたします北杜市の益々のご発展をご祈念申し上げ、更にはそれぞれの自治体の更なるご繁栄を心からご祈念申し上げ御礼とあわせて議長の職を解かしていただきます。

ご協力ありがとうございました。

<司会>

小野市長さんには、議長を務めていただき大変ありがとうございました。以上をもちまして、本日の峡北地区最終処分場整備検討委員会を閉会とさせていただきます。

大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

以上